

中国における著名商標の動向



北京銀龍知識産権代理有限公司

傅 文浩
商標部

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国の高校を卒業後2003年来日し、日本の大学の法学部に入学した。当時、模倣品が非常に叩かれていたことから知財に興味を持ち、大学・大学院では主に日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年の東日本大震災を機に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。日本からの中国商標関連業務を中心に担当している。

【概要】

中国における「著名商標（日本の周知商標に相当）」の認定および標記の使用について、2017年から2019年にかけて、大きな動きがあった。本稿では、中国の「馳名商標（日本の著名商標に相当）」の制度の廃止、および「著名商標」をめぐる最近の動向等について、説明する。

【詳細及び留意点】

1. 概念の整理および使用中止の経緯

まず、内容の混乱を防ぐために、「中国の著名商標」および「中国の馳名商標」の概念について説明する。

中国の著名商標とは、中国の省レベルの政府または市レベルの政府が認定する、当該省または市において周知されている商標のことを指し、当該省または市の地域における需要者に良く知られている商標を指す。よって、中国の著名商標は、日本でいう「周知商標」の概念に近いものであると理解することができる。

中国の馳名商標とは、中国（香港、マカオ、台湾を除く。）において需要者に良く周知されている商標を指す。よって、中国の馳名商標は、日本でいう「著名商標」に相当する。

馳名商標については、2011年の中国商標法のための意見募集の内容をうけ、2013年の同法改正により使用が法律上禁止された。改正後、商標法では「生産、経営者は、『馳名商標』の表示を商品、商品の包装もしくは容器に使用したり、または広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない」（商標法第14条5項）、「他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、『中華人民共和国反不正当竞争法』により処理する」（商標法第58条）と規定された。

他方、著名商標については、商標法の対象に含まれていなかったが、2017年から2019年にかけて、著名商標の認定および標記の使用について、大きな動きがあった。

2. 略語の説明

- ・ 中華人民共和国……中国
- ・ 中華人民共和国商標法……中国商標法
- ・ 「周知商標制度の地方法規について研究意見」に関する書簡の発行（法工委函〔2017〕224号）……地方著名商標制度の研究意見
- ・ 馳名商標認定および保護規定……著名商標認定・保護規定
- ・ 馳名商標保護の民事紛争案件の法律適用に関する若干問題の解釈……著名商標司法解釈

3. 中国の著名商標の動向

2017年から2019年にかけて、著名商標の認定および「著名商標」標記の使用について、大きな動きがあった。

3-1. 著名商標の認定作業の中止および過去の認定の取消し

中国の著名商標の認定について、中央政府の動向としては、2017年11月1日、中国全国人民代表大会の法制工作委員会は、地方著名商標制度の研究意見を発表し、各地方に著名商標の認定作業の中止を求めた。

各地方では、2018年から、湖北省、河北省、浙江省、成都市などから、著名商標認定作業の中止が相次いだ。

次の写真は、中国広東省が発表した2018年度の広東省著名商標認定作業停止の通知である。

广东省著名商标评审委员会

关于停止2018年广东省著名商标 认定工作的通知

各有关申请人：

根据上级部门的要求，即日起停止2018年广东省著名
商标认定工作，由此带来的不便，我们深表歉意。



その結果、現在では著名商標の認定作業がすべて中止となっている。

また、かつて著名商標として認定された商標については、2019年1月、中国の国家市場監督管理総局の張茅局長が記者会見において、今まで行った著名商標認定の政府行為をすべて取り消すと発表された。

さらに、地方では、政府の行政行為として著名商標の認定作業を中止したものの、民間企業や個人などによる認定作業が行われることを防ぐために、一部の地方では、著名商標の認定を行う自然人または法人に対して行政処罰を設けた。

3-2. 「著名商標」標記の使用

中国では、「著名商標」標記や「馳名商標」標記は、商標の知名度を表す標記として理解され、広告宣伝効果があると考えられているため、商品の包装や、広告に使用されることが多い。

2013年の中国商標法改正により、「馳名商標」標記の使用が法律上禁じられたが（商標法14条5項および同法58条）、「著名商標」標記に関しては法律上の規定がなく、当該標記に関する使用の可否が明確ではなかった。

このため、2013年の改正中国商標法第58条に対応して2017年に反不正競争法が改正され、「著名商標」標記の使用が不正競争行為として位置づけられた（反不正競争法第6条）¹。反不正競争法違反となった場合は、法律責任が問われる（同法第17条、18条から26条、31条）。また、一部の地方では、「著名商標」標記の使用行為に対する行政処罰が科されることになった。

以上により、中国では、「著名商標」の認定から、標記の使用まで、全国で禁じられることとなった。また、今まで著名商標として認定を得たものについても、商品への記載、広告宣伝に使用する行為は、不正競争行為に該当するため行政処罰の対象になり、その認定結果も取り消された。

3-3. 中国の著名商標に関する基本的な考え方²

補足として、中国における著名商標に関する基本的な考え方を説明する。

中国の著名商標については、3つの保護原則が存在している。

- 1つめは、被動判断の原則である。
- 2つめは、ケースバイケース保護の原則である。
- 3つめは、保護必要性の原則である。

被動判断の原則とは、商標が著名性を獲得したか否かを、裁判所や行政当局が自発的に判断を行うのではなく、当事者の要請に応じて裁判所や行政当局が係争商標の著名性の獲得を判断することを指す。

ケースバイケース保護の原則とは、民事訴訟や行政摘発の案件などにおいて、案件ごとに係争商標の著名性の有無を判断し、そして、その判断結果は、当該案件にのみ効力が及ぶことを指す。よって、1つの案件において著名性を具備すると判断

¹ 反不正競争法第6条の条文上では「著名商標」の表現はないが、「著名商標」という標記の使用行為は、不正競争行為と判断される。

² 中国商標法上は著名商標について明確に規定してはいないが、著名商標が一切保護されないというわけではない。例えば、中国商標法32条後段が規定する「先行使用し、かつ一定の影響力を有する商標」として、周知性を獲得している商標の一部が保護される。判決書、審決、裁定書などにおいて「著名商標」という文言は使用されない。「当該商標に一定の知名度を獲得している」等と表現される。

された場合でも、その他の案件では、原則として改めて著名性獲得の立証をしなければならない。ただし、著名性獲得の決定や判決が存在するため、他案件における立証責任が軽減される。

保護必要性の原則とは、具体的なケースにおいて、著名性の有無を判断しなければ権利者を保護できない場合、当該案件において保護の必要性が存在すると認められて、そこで初めて著名性の獲得について判断することができることを指す。換言すれば、その他の条文によって保護を得られる場合、著名性の獲得に関する判断が行われないことを意味する。

また、中国の著名商標について、判断できる案件の種類および判断主体は、以下のとおりである。

案件の種類について大きく分けると、行政ルートと、司法ルートの2種類が存在する。

行政ルートでは、4種類の案件において商標の著名性を判断することができる。具体的には、以下のとおりである。

- ① 商標の異議申立案件
- ② 登録不承認決定不服審判案件
- ③ 無効審判案件
- ④ 地方の行政摘発案件

司法ルートでは、3種類の案件において商標の著名性を判断することができる。具体的には、以下のとおりである。

⑤ 審決取消訴訟（登録不承認審決の審決取消訴訟および無効審決の審決取消訴訟を含む。）

- ⑥ 行政処罰決定取消訴訟
- ⑦ 民事訴訟

案件の種類に応じて以下の組織が判断主体になる。

(1) ①商標の異議申立、②登録不承認決定不服審判、③無効審判を担当する中国国家知識産権局商標局

- (2) ④地方の行政摘発を担当する市レベル以上の各地市場監督管理局
- (3) ⑤審決取消訴訟、⑥行政処罰決定取消訴訟、⑦民事訴訟を担当する裁判所

3-4. 中国の著名商標に関する法律、規定

《法律》

- ・中国商標法第 13 条、14 条、58 条
- ・中国反不正当竞争法第 6 条、18 条

《国务院部門の規定》

- ・馳名商標認定および保護規定（2014 年 7 月 3 日国家工商行政管理総局令第 66 号公布、公布日から 30 日後に施行）
- ・馳名商標認定および保護規定（2003 年 4 月 17 日国家工商行政管理総局令第 5 号公布）（2014 年 7 月 3 日国家工商行政管理総局令第 66 号公布から 30 日後の施行により廃止）
- ・馳名商標認定および管理の暫定的規定（1996 年 8 月 14 日国家工商行政管理総局令第 56 号公布）（2003 年 4 月 17 日国家工商行政管理総局令第 5 号公布の 2003 年 6 月 1 日からの施行により廃止）

《司法解釈》

- ・最高人民法院の馳名商標保護の民事紛争案件の法律適用に関する若干問題の解釈（法釈〔2009〕3号）（2009 年 5 月 1 日施行）

【ソース】

- ・中国商標法
- ・中国反不正当竞争法
- ・馳名商標認定および保護規定（国家工商行政管理総局令第 66 号）

http://www.samr.gov.cn/fgs/sjdt/201407/t20140710_294506.html

- ・最高人民法院の馳名商標保護の民事紛争案件の法律適用に関する若干問題の解釈

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-62.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)